

試験を受けるにあたっての心得について

標記のことについて、試験(ユニット試験・標準試験等の正規に実施される試験)を受ける際には、下記のことについて留意のうえ受験すること。

記

(受験心得)

- ① 当該試験の定める集合時間までに着席し、試験監督員の諸注意を受けること。特に指定がない場合、試験開始5分前には着席すること。
- ② 遅刻者の受験は認めない。従って、試験開始後の試験室への入室は出来ない。
- ③ 試験室においては、所定の座席に着席すること。ただし、試験監督員に直接指示された場合はその指示に従うこと。
- ④ 学生証がない者の受験は認めない。学生証を亡失した場合には、教学課で仮学生証(当日限り有効)の交付を受けること。仮学生証の交付手続きによる遅刻は認めない。
- ⑤ 試験を受ける際には、机の上には学生証・筆記用具(鉛筆・消しゴム等)以外の物は置かないこと。ただし、特に持ち込みを許可された物はこの限りではない。
- ⑥ 携帯電話・スマートウォッチ等の端末(通信又はメモ等の機能を有するものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの)は電源を切り、バッグ等にしまっておくこと。これらを時計代わりにすることは認めない。ポケット内での所持も不正行為とみなすので、確実にバッグ等に収納すること。
- ⑦ バッグ等の持ち物は、試験室の後方、又は側面の窓際等の指定された場所に置くこと。
- ⑧ 試験開始後、30分以内の退出は認めない。
- ⑨ 答案や問題用紙を他者に覗き見される範囲に置かないこと。
- ⑩ 試験中は、両手を机の上に置くこと。不審と思われる行動は慎むこと。試験監督員は、疑わしい行為にも注意する。
- ⑪ 試験監督員の注意に従わない者、不正行為をした者、又は騒音をたてるなど試験の進行を妨害した者は、受験に関する一切を無効とし退出させる。
- ⑫ 答案用紙等をすり替えること、持ち出すこと及びそれらをさせること、許可なく試験の問題等を持ち出すこと、又は別のものに書き写すことは不正行為とみなし、懲戒規程に基づき処分する。不正行為を以下に示す。

※ 金沢医科大学試験不正行為取扱内規より抜粋

(不正行為)

第2条 試験中における次にかかげる行為は、不正行為とみなす。

- (1) 身代り受験をすること、及びそれを行わせること。
- (2) 持ち込み許可のない書類・資料・ノート・通信機器等を利用可能な範囲に保持すること、又はそれを利用すること。
- (3) 紙片・筆記用具・机等に予め書き込んだものを利用可能な範囲に保持すること、又はそれを利用すること、若しくはそれを他の受験生に提供すること。
- (4) 答案用紙等配布された以外の用紙を用いること。
- (5) 答案用紙等をすり替えること、持ち出すこと及びそれらをさせること。
- (6) 他の受験生の答案用紙をのぞき見し書き写すこと、及びそれを幫助すること。
- (7) 他の受験生等と談話・信号または符号等を利用して、情報を交換すること。
- (8) 許可なく試験の問題等を持ち出すこと、又は別のもの書き写すこと。
- (9) その他、明らかな不正行為が認められること。

⑬ その他、試験監督員の指示に従うこと。

以 上